

十日町市分別収集計画

令和5年度～令和9年度

(第 10 期)

令和4年6月

十日町市

十日町市分別収集計画

1 計画策定の意義

快適で潤いのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会・経済ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づいて一般廃棄物の概ねを占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、焼却及び最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政がそれぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進するとともに、もって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成を図っていく。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- (1) 容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり。
- (2) 全ての関係者が一体となった取り組みによる環境負荷の低減。

3 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月から令和10年3月までの5年間とし、3年ごとに見直す。（時期見直しは令和7年度実施予定）

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他の色）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装（白色の発泡スチロール製食品トレイ（以下「白色トレイ」という。）を含む）を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

（単位：t）

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
容器包装廃棄物	2,153	2,113	2,072	2,033	1,994

* 分別・資源化により容器包装廃棄物の排出割合は増加するが、当市の人口減少により容器包装廃棄物の排出量は減少するものと見込んだ。

6 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。

なお、実施するに当たっては、市民、事業者、再生業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

① 見学会やごみ減量出前講座などを活用した教育、啓発活動の充実

地域や学校等のごみ処理施設見学会の機会やごみ減量出前講座などを利用して、地域住民、事業者に対してごみの排出量、処理経費の現状について情報提供し、限りある資源の有効利用や環境負荷の少ない循環型社会の構築に向けた普及啓発を図る。

② 分別収集の徹底

ごみ減量化、最終処分場延命化の一環として、ごみ収集カレンダーやごみ便利帳、スマートフォンアプリ、広報紙、市のホームページ等を通じて、分別排出、再生利用の意義及び効果の啓発を行う。

可燃性ごみの減量化にあわせて、ごみ集積庫設置補助制度による分別収集の効率化により、ごみの排出抑制を図る。

③ 買い物袋持参の推進と過剰包装の抑制

行政を事務局とした市民環境会議を組織しており、ごみ減量部会を中心として、繰り返し使用が可能な買い物袋（マイバッグ）持参の普及啓発を行い、スーパーマーケット等の小売店での包装の簡素化を推進する。

④ 再生品の利用、販売

リターナブル容器、再生資源を原材料として利用した製品の積極的な利用、販売を促進する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

処理施設の状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、ストックヤード及び収集容器等を考慮し、収集に係る分別区分は下記表のとおりとする。

分別収集する容器包装の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主としてガラス製の容器 ・ 無色のガラス製容器 ・ 茶色のガラス製容器 ・ その他の色のガラス製容器	ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	ペットボトル以外のプラスチック製容器包装（白色トレイを含む）

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込(法第8条第2項第4号)

(単位:t)

	5年度		6年度		7年度		8年度		9年度	
主としてスチール製の容器	138		135		133		130		128	
主としてアルミ製の容器	33		32		32		31		30	
無色のガラス製容器	(合計) 138		(合計) 135		(合計) 133		(合計) 130		(合計) 128	
	(引渡) 138	(独自) 0	(引渡) 135	(独自) 0	(引渡) 133	(独自) 0	(引渡) 130	(独自) 0	(引渡) 128	(独自) 0
茶色のガラス製容器	(合計) 135		(合計) 132		(合計) 130		(合計) 127		(合計) 125	
	(引渡) 135	(独自) 0	(引渡) 132	(独自) 0	(引渡) 130	(独自) 0	(引渡) 127	(独自) 0	(引渡) 125	(独自) 0
その他の色のガラス製容器	(合計) 62		(合計) 61		(合計) 60		(合計) 59		(合計) 58	
	(引渡) 62	(独自) 0	(引渡) 61	(独自) 0	(引渡) 60	(独自) 0	(引渡) 59	(独自) 0	(引渡) 58	(独自) 0
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	13		13		12		12		12	
主として段ボール製の容器	461		452		444		435		427	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 153		(合計) 150		(合計) 147		(合計) 144		(合計) 142	
	(引渡) 0	(独自) 153	(引渡) 0	(独自) 150	(引渡) 0	(独自) 147	(引渡) 0	(独自) 144	(引渡) 0	(独自) 142
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 172		(合計) 169		(合計) 166		(合計) 162		(合計) 159	
	(引渡) 0	(独自) 172	(引渡) 0	(独自) 169	(引渡) 0	(独自) 166	(引渡) 0	(独自) 162	(引渡) 0	(独自) 159
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 323		(合計) 317		(合計) 311		(合計) 305		(合計) 299	
	(引渡) 0	(独自) 323	(引渡) 0	(独自) 317	(引渡) 0	(独自) 311	(引渡) 0	(独自) 305	(引渡) 0	(独自) 299
(うち白色トレイ)	(合計) 25		(合計) 25		(合計) 24		(合計) 24		(合計) 23	
	(引渡) 0	(独自) 25	(引渡) 0	(独自) 25	(引渡) 0	(独自) 24	(引渡) 0	(独自) 24	(引渡) 0	(独自) 23

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直近年度の分別基準適合物等の収集実績} \times \text{人口変動率}$$

人口変動は、過去5年間の処理計画区域の人口変動率を基に次のとおり設定した。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
48,805人 (対前年度比)	47,878人 (対前年度比)	46,968人 (対前年度比)	46,075人 (対前年度比)	45,200人 (対前年度比)
△1.9%	△1.9%	△1.9%	△1.9%	△1.9%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して実施する。

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

スチール缶、アルミ缶類は混合収集とし、民間業者での選別・圧縮・保管とする。紙製容器類の段ボール、紙パック（牛乳パック）、その他の紙製容器類についても2種類別で収集し、民間業者での選別・圧縮・保管とする。またペットボトル容器及びその他のプラスチック容器類についても2種類別で収集し、民間業者での選別・圧縮・保管とする。ガラス容器類については色別（無色、茶色、その他の3種類）に収集し、民間業者で保管とする。

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関して重要な事項

- ・市民の分別意識を高め、効率的な分別収集を実施するために集積庫設置の補助や分別収集容器の貸与などの支援を行なう。
- ・毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行なうこととする。